



平成 22 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 ラオックス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 羅 怡文  
(コード番号 8202 東証第2部)  
問 合 せ 先 副社長執行役員 田之上真人  
管理本部長  
(TEL 03-6859-3802)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 10 月 28 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 22 年 11 月 19 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

グループ経営管理の実行とガバナンス確立のため、取締役会の招集通知を各取締役及び各監査役に対して発するのを 3 日前から 5 日前に変更することに伴うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の招集) 第28条 取締役は取締役会を構成し、法令に別段の定めある場合を除き取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。 ② 取締役会の招集通知は、会日の <u>3</u> 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 ③ 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の招集) 第28条 取締役は取締役会を構成し、法令に別段の定めある場合を除き取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。 ② 取締役会の招集通知は、会日の <u>5</u> 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 ③ 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 3. 変更予定日

定款変更のための臨時株主総会開催日 平成 22 年 11 月 19 日 (金)  
定款変更の効力発生日 平成 22 年 11 月 19 日 (金)

以 上